

業 務 委 託 設 計 書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長
----	----	----	----	------	----

第 号								
令和 7 年度	一般 一般会計	款 土 木 費	項 公園墓園 費	目 公園墓園維持 費	所属 中区維持管理課	設計 7.1	提出 7.2	業務委託 請 負 一般競
委託金額 金 円		業務名称 中区内公園便所清掃業務			履行場所 中区内一円		委託期間 日間 契約締結の日から令和8年3月31日まで	
施 行 理 由 本業務は、中区内の公園の便所を常に清潔にし、一般利用者に不快感を与えないよう維持するため下記の通り清掃等を行うものである。								
設 計 概 要 便所清掃 A公園便所清掃 1式 B公園便所清掃 1式 輸送費 1式								

委託金額 金	業務委託名 中区内公園便所清掃業務
-----------	----------------------

(甲) 内 訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
A公園便所清掃			式	1.000			第 1 号明細表参照
B公園便所清掃			式	1.000			第 2 号明細表参照
輸送費			式	1.000			第 3 号明細表参照
直接業務費計							
共通仮設							
共通仮設費							
共通仮設費(率分)			式	1.000			
純業務費計							
現場管理費			式	1.000			
業務原価計							
一般管理費			式	1.000			
一般管理費(契約保証費)			式	1.000			
業務価格計			式	1.000			
業務価格							

(甲) 内 訳

[illegible]

第 1 号		A公園便所清掃					明 細 表
内 訳							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
便所清掃－1	A公便	311.58㎡×295日	㎡	91,916			第 1 号代価表参照
計							

第 2 号		B公園便所清掃					明 細 表
内 訳							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
便所清掃－2	B公便	200.85㎡×146日	㎡	29,324			第 2 号代価表参照
計							

第 3 号 輸送費							明 細 表
内 訳							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ライトバン			時間				第 3 号代価表参照
計							

第 1 号 便所清掃－1 (100m ² 当り) 代 価 表							
内 訳 A公便							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽作業員			人				
諸雑費			式	1.000			
計							
1 m ² 当り							

第 2 号 便所清掃－2 (100m² 当り) 代 価 表							
内 訳 B公便							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽作業員			人				
諸雑費			式	1.000			
計							
1 m ² 当り							

公園便所清掃業務表

NO	公園名	所在地	種 類	便所面積		清掃回数		清掃分類	備 考
				1箇所目	2箇所目	清掃回数(週)	延回数(年)		
1	白島中町公園	白島中町10番	水洗	7.74		6	295	A	
2	西白島公園	西白島町7番	水洗	11.26		6	295	A	
3	京口門公園	八丁堀3番	水洗	9.72		6	295	A	
4	上幟町公園	上幟町10番	水洗	13.86		6	295	A	
5	橋本町公園	橋本町8番	水洗	11.19		6	295	A	
6	平塚公園	東平塚町6番	水洗	8.64		6	295	A	
7	袋町公園	袋町9番	水洗	12.12		6	295	A	
8	大手町第一公園	大手町二丁目5番	水洗	12.96		6	295	A	
9	大手町第二公園	大手町三丁目11番	水洗	12.38		6	295	A	
10	大手町第三公園	大手町五丁目15番	水洗	6.00		6	295	A	
11	国泰寺公園	国泰寺町一丁目7番	水洗	11.48		6	295	A	
12	鶴見公園	鶴見町11番	水洗	12.47		6	295	A	
13	平野公園	平野町11・12番	水洗	11.19		6	295	A	
14	千田第一公園	千田町二丁目5番	水洗	8.93		6	295	A	
15	南千田公園	南千田東町7番	水洗	14.70		3	146	B	
16	吉島公園	羽衣町16番	水洗	11.19	11.88	6	295	A	東側・西側
17	吉島西公園	吉島西三丁目2番	水洗	14.70		3	146	B	
18	吉島東公園	吉島東三丁目1番	水洗	10.35		3	146	B	
19	吉島新町第四公園	吉島新町一丁目30番	水洗	7.80		3	146	B	
20	光南第一公園	光南一丁目6番	水洗	10.99		3	146	B	
21	舟入公園	舟入幸町14番	水洗	10.00		3	146	B	
22	舟入東公園	舟入南四丁目1番	水洗	6.82		3	146	B	
23	舟入第一公園	舟入町10番	水洗	12.47		3	146	B	
24	舟入第二公園	舟入南二丁目6番	水洗	12.38		3	146	B	
25	舟入第三公園	舟入川口町7番	水洗	2.02		3	146	B	
26	舟入第五公園	舟入南六丁目4番	水洗	8.93		3	146	B	
27	舟入第六公園	舟入南三丁目12番	水洗	7.49		3	146	B	
28	江波北公園	江波東一丁目4番	水洗	6.82		3	146	B	
29	江波東公園	江波東二丁目2番	水洗	10.79		3	146	B	
30	江波栄町公園	江波栄町10番	水洗	9.36		3	146	B	
31	江波皿山公園	江波二本松一丁目1番	水洗	8.64		3	146	B	
32	江波山公園	江波二本松二丁目11番外	水洗	21.50	13.61	3	146	B	広場・気象館
33	千田公園	千田町三丁目	水洗	25.32	31.42	6	295	A	東側・西側
34	白島河岸公衆便所	白島中町18番	水洗	11.26		6	295	A	
35	白島九軒町公衆便所	白島九軒町25番	水洗	7.62		6	295	A	
36	稲荷橋公衆便所	銀山町18番	水洗	10.56		6	295	A	
37	東平塚河岸公衆便所	東平塚町13番	水洗	10.81		6	295	A	
38	大手町河岸公衆便所	大手町四丁目8番	水洗	12.84		6	295	A	
39	横川河岸公衆便所	寺町8番	水洗	8.30		6	295	A	
40	本川河岸公衆便所	土橋町8番	水洗	11.44		6	295	A	
41	舟入南一丁目河岸公衆便所	舟入南一丁目1番	水洗	9.00		6	295	A	
42	富士見町公衆便所	富士見町	水洗	2.00		3	146	B	
43	吉島西三丁目公園便所	吉島西三丁目	水洗	11.48		3	146	B	

種別	清掃分類	
	A公便	B公便
便所か所数	26	19
便所面積	311.58	200.85

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 7 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特 記 仕 様 書

- 1 本特記仕様書は、中区内公園便所清掃業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 業務場所
別紙、公園便所清掃業務一覧表のとおり。
- 3 業務の実施日及び時間
 - (1) 業務の実施日は、原則として業務内容に定める清掃周期で行うこと。
 - (2) 作業時間は、各便所において5分以上とし、「5 清掃作業」に示す清掃が終わるまで作業をすること。
 - (3) 昼間に作業を行うこと。
条件等により、夜間作業を行う場合は発注者と協議すること。
- 4 業務の内容
この業務に係る実施数量は、次のとおりとする。
作業日は下表のとおりとし、B公便で行う清掃周期週3回については月・水・金曜日で見込んだ日数を計上しており、前記の見込み日が祝祭日となる場合は、翌日作業で計上している。
また、便所清掃が必要となった場合には発注者と協議の上、作業日を変更することがある。

清掃分類	対象便所数	清 掃 周 期	延回数
A公便	26 か所	1月1、2、3日と日曜・祝祭日を除く毎日	295 回
B公便	19 か所	1月1、2、3日と日曜・祝祭日を除く週3回	146 回
計	45 か所		

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
A公便	25	24	25	26	25	24	26	23	27	23	22	25	295 回
B公便	13	12	13	12	12	12	13	10	15	11	10	13	146 回

- 5 清掃作業
清掃作業については、次に示すとおり行うものとする。
 - (1) 清掃作業中は、利用者に清掃中であることを知らせる表示板を掲げること。清掃作業中の利用希望については、可能な限り対応すること。
 - (2) 便所内のごみ等を除去し、清潔な環境とすること。
 - (3) 便器・手洗器は必ず水洗いすること。汚物等が付着している場合は、薬品等を使用して、きれいに除去し十分に洗い流すこと。水洗い後は、水気を残さないよう拭き取ること。
 - (4) 床はほうき等で掃き、ごみや砂等を除去する。特に汚れが激しい場合は、水洗いし、床に水気が残らないよう排水すること。
 - (5) 天井・壁その他に付着した汚物は、これを除去し水で洗い流すこと。洗い流した後は、水気が残らないよう拭き取ること。ただし、水をかけると支障のある内装仕上材が使用されている場所や電気BOX・蛍光灯等の付近は、水をかけずに雑巾等を使用し、目地等を傷めないように清掃すること。
 - (6) 便器及び排水管に夾雑物の詰まりが生じた場合は、これを除去し洗浄すること。

なお、バキューム車を使用しないと除去できない場合は、速やかに発注者に連絡すること。

- (7) 扉・取手・鏡・柵・手摺・ペーパーホルダー・蛇口・押しボタン・バルブ等の汚れはタオル等で除去すること。
- (8) 夾雑物・ゴミ等は、臭気のない状態にして搬出し、公園内のごみ箱へ投棄すること。ごみ箱がない場合は、発注者の指示する場所に投棄すること。
- (9) シンナー等の薬品を使用しなければ消去できない落書きについては、速やかに発注者に連絡すること。
- (10) 便器、取手、手摺等の水気が残ると便所の利用に支障となる箇所については、水気が残らないよう拭き取ること。

6 遵守事項

- (1) 公園利用者や近隣住民に不快感をあたえないよう留意すること。
- (2) 故障及び破損等異常を発見した場合は、応急措置をするとともに、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 異臭等周囲に多大な迷惑を及ぼすような事態が発生した場合には、応急措置を講じるとともにその原因を調査し、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (4) 汲み取り式便所については、便槽内及び汲み取り口等に必要な応じて脱臭剤及び殺虫剤を散布すること。また、便槽の満杯等の汲み取りの必要性を点検し、必要と認めた場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (5) 受注者は、業務の実施に関し、方法等不明な点や本特記仕様書に示した以外のトラブル及び異常が発生した場合は、独断で処理することなく速やかに発注者に連絡すること。

7 報告事項

- (1) 業務の実施にあたっては、契約締結後、速やかに年間計画表を作成し提出すること。
- (2) 受注者は、本業務に従事する現場責任者を契約後直ちに所定の様式により報告すること。また、現場責任者に変更があった場合も同様とする。
- (3) 受注者は、毎月の業務完了後速やかに、下記の書類等を発注者に提出し、検査を受けるものとする。
 - ア 業務実施報告書（所定の様式による）
 - イ 月報
 - ウ 清掃確認表
 - エ 写真（写真撮影に関しては公園緑地等維持管理標準仕様書によるほか、下記のとおりとする。）
 - (ア) 便所につき月1回以上写真を撮影すること。
 - (イ) 清掃が確認できるよう作業前及び作業後の写真をそれぞれ撮影すること。
 - (ウ) 全景及び便器・手洗器の写真をそれぞれ撮影すること。
 - (エ) 上記(ウ)の写真の撮影について、便所が男性用、女性用及び多目的に分かれている場合には、それぞれ撮影すること。
 - (オ) 写真には日付を表示すること。

- 8 本特記仕様書に定められていない事項については、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

